

給与支払報告書提出義務者 様

城里町役場 税務課

令和 6 年度（令和 5 年分）給与支払報告書の提出について

日頃より、本町の税務行政につきましては、格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、令和 6 年度（令和 5 年分）給与支払報告書につきましては、以下にご留意のうえご提出くださいますようお願いいたします。

【提出期限】 令和 6 年 1 月 31 日（水）（必着）

（事務処理の都合上、令和 6 年 1 月 15 日（月）頃までのご提出にご協力ください。）

1 給与支払報告書作成の留意点について

(1) 「総括表」について

必要事項をすべて記入し、給与受給者（以下「受給者」という。）総人数と報告人員を確認のうえ、給与支払報告書（個人別明細書）と一緒に提出してください。印字内容に訂正がある場合は、朱書きで訂正してください。

なお、独自で作成された総括表を使用する場合には、同封の総括表を添付してご提出ください。

【記入例：総括表】

令和 6 年度 給与支払報告書（総括表）

城里町長 あて										指定番号					
令和 年 月 日 提出										1 2 3 4 5					
給与支払者の 個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3		
フリガナ	シロサトカブシキカイシャ										事業種目	サービス業		法人番号(個人事業主の場合は事業主の個人番号)を記入	
給与支払者の氏名又は名称	城里株式会社										受給者総人員	50 人			他市町村の受給者を含めた人数
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	城里株式会社										特別徴収対象者	10 人		城里町での特別徴収対象者の人数	
フリガナ	ヒガシイバラキグンシロサトマチイツカ 1428-25										普通徴収対象者(退職者)	5 人		あわせて提出する「普通徴収切替理由書」の普F欄に記載した人数と一致	
〒	311-4391										普通徴収対象者(退職者を除く)	15 人			
同上の所在地	東茨城郡城里町石塚 1428-25										報告人員の合計	30 人		「普通徴収切替理由書」の普A～普E欄の合計人数と一致	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	城里 太郎										所轄税務署名	水戸 税務署		納入書送付の要・不要について○を記入	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務課 給与係 城里 花子										給与の支払方法及びその期日	15 日			
関係税理士の氏名及び電話番号	029-288-3111 内線 123										納入書の送付	必要・不要			

茨城県城里町提出用

(2) 「個人別明細書」について

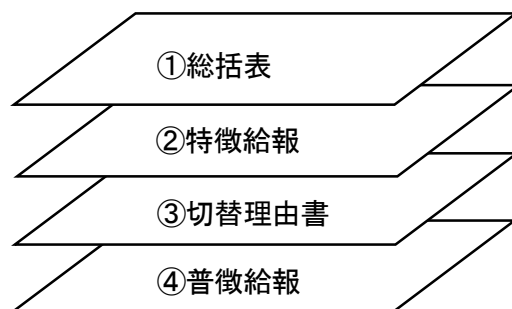
- ①住所（令和6年1月1日時点での住民登録地）、氏名、フリガナ、生年月日を記入してください。
 - ②受給者・控除対象配偶者・扶養親族の「個人番号」欄、支払者の「個人番号又は法人番号」欄を記入してください。
 - ③扶養親族のうち、控除対象となる扶養親族について内訳を記入してください。
16歳未満（平成20年1月2日以降生まれ）の扶養親族は「控除対象扶養親族」には該当しませんのでご注意ください。
 - ④中途就・退職があった場合には、「中途就・退職」欄に○印を記入し、中途就・退職年月日を記入してください。
 - ⑤年の途中で就職した方で、前職分を含めて年末調整した場合は、前職の事業所名、給与支払額、社会保険料の金額、退職年月日等を摘要欄に記入してください。
 - ⑥普通徴収に切り替える受給者の個人別明細書の摘要欄に、切替理由の符号（普A～普F）を記入してください。符号の記載がない場合、または普通徴収にする理由に該当しない場合は、特別徴収となりますのでご注意ください。
 - ⑦提出後、記入内容に訂正が生じた場合は、摘要欄に「訂正分」と朱書きし、再提出してください。
 - ⑧個人別明細書は、1人につき正本1枚のみを提出してください。
- ※作成の仕方等詳細につきましては、国税庁ホームページ「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認ください。

（国税庁：<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2023/index.htm>）



(3) 給与支払報告書の提出方法について

- ①総括表
 - ②特徴給報
 - ③普通徴収切替理由書
 - ④普徴給報（普通徴収とする符号を記入してください）
- の順番に重ねてご提出ください。



2 個人住民税特別徴収の実施について

(1) 特別徴収について

個人住民税（町・県民税）の特別徴収とは、事業主（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同様に毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から天引きをし、市区町村へ納入する制度です。

茨城県及び県内の全市町村では、納税者間の公平性と納税者の利便性等の確保をするため、平成27年度から、特別徴収の実施を徹底する取り組み（一斉指定）を行っております。

このため、パートやアルバイトを含めた全ての従業員の方が特別徴収の対象となります。事業主の

皆様におかれましては、特別徴収の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 納期の特例について

特別徴収を実施している事業者は、通常、従業員から徴収した町・県民税を毎月定められた納期までに金融機関等に納入する必要があります。しかし、受給者総人数が常時 10 名未満の事業所は、「納期の特例に関する申請書」を提出して承認を受けることにより、年 2 回（12 月 10 日、6 月 10 日）に分けて納入することができます。

納期の特例を申請する場合は、給与支払報告書のご提出の際に「納期の特例に関する承認申請書」を併せてご提出ください。

※「納期の特例に関する承認申請書」の様式は城里町ホームページから印刷することができます。

納期の特例に関する承認申請書の掲載場所

トップページ → 暮らし → 個人町民税 → 関連ダウンロード

(3) 給与支払報告書提出後の異動について

給与支払報告書の提出後に受給者の異動（退職等）があった場合は、普通徴収への切替が必要となりますので、すみやかに「特別徴収にかかる異動届出書」の提出をお願いいたします。

また、新規雇用等の事由により、新たに特別徴収に該当する方につきましては、「特別徴収への切替依頼書」の提出をお願いいたします。

3 普通徴収への切替理由書について

普通徴収に切り替える受給者がいる場合は、必ず切替理由書を提出し、個人別明細書の摘要欄に符号（普A～普F）を記入してください。なお、提出がない場合や記入が漏れている場合は特別徴収となりますのでご注意ください。

符号	普通徴収切替理由
普A	総従業員数が 2 人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数)
普B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）
普C	給与が少なく税額が引けない（年間の給与支給額が 93 万円以下） ※ 1
普D	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	退職者又は退職予定者（5 月末日まで） ※ 2

※ 1 城里町における住民税均等割非課税基準所得のため、他市区町村とは異なる場合があります。

※ 2 育児休業者、退職者等の方も普Fに該当します。

【記入例：切替理由書】

普通徴収切替理由書			
市町村名	城里町	指定番号	1 2 3 4 5
事業者名	城里株式会社		
符号	普通徴収切替理由	人数	
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	15	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)		人
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が9.3万円以下)		人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)		人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)		人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	5	人
合計		20	人

○普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。

○この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

該当する切替理由ごとに記入

退職による普通徴収者の人数を記入

4 電子申告サービス (eLTA) 及び光ディスク等による給与支払報告書の提出について

eLTA 及び光ディスク等で給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収対象の受給者の個人別明細書の「普通徴収」欄にチェックのうえ、該当する普通徴収切替理由 (普A～普F) の符号を摘要欄に記入してください。

eLTA (エルタックス) とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTA のご利用方法、詳細等につきましては、「地方税共同機構」による eLTA ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ及び提出先

〒311-4391
 茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428 番地の 25 電話 029-288-3111
 城里町 税務課 住民税グループ 内線 122・124